

○議長（高橋正博君）

日程第 3、閉会中の継続調査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長 岡野能之君。

○総務建設常任委員長（岡野能之君）

おはようございます。

閉会中の令和 3 年 8 月 25 日に総務建設常任委員会を開催いたしましたので、その内容を報告いたします。

総務課より、新庁舎の運用状況について説明がありました。

開庁に先立ち、実施した内覧会では、2 日間で 412 名の方が見学されたとのこと。また、庁舎内の新型コロナウイルス感染症対策について、各階フロアに、抗菌・抗ウイルスの光触媒コーティング化と窓口カウンター等への飛沫感染防止パネルの設置を計画しており、財源については新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する予定であると説明がありました。

委員より、光触媒コーティングの効果の期間について質問があり、2 年から 3 年であるとの回答がありました。

続いて、庁舎への県道からの出入口について、ルールを守らず侵入するケースがあり、事故の危険性が高いため、車の出入りを禁止し、歩行者用の出入口として使用するとの報告がありました。

続いて、消防団員の確保について説明がありました。

全国では毎年数千人が減少しているが、土庄町では、退団をする際、分団や班の単位で後任の方に引き継いでおり、おおむね安定した団員数を維持している。今後の取り組みとして、法改正により車両総重量 3.5 トン以上の消防ポンプ車を運転するために必要になった準中型免許の取得について、免許取得費用の公費助成制度の導入を検討していくとのこと。です。

また、消防庁から示された消防団の処遇改善に向けた報酬等の見直しについては、国の財政措置が具体的に示されておらず、財政に継続的な影響があるため、まずは、報酬の団員個人への直接支給から着手していき、報酬額等の見直しについては、国の地方財政措置や過去の出動実績に基づく財政負担の試算等を行いながら、検討していくとの説明がありました。

委員より、実情にあった報酬の支払いや人材確保に関して事業所の理解や働きかけが大切であるとの意見があり、執行部から、団員募集に関しては、口コミとなっているため、事業所への働きかけ等、幅広く広報していきたい。報酬についても、実動体制に応じて、消防団長と協議を重ねながら、検討していきたいとの回答がありました。

また、委員より女性の消防団について質問があり、平成 27 年に女性消防隊が

設立され、現在 6 名在籍している。出初め式や、広報啓発活動等に從事してもらっていると回答がありました。

続いて、企画財政課より、「過疎地域の持続的発展計画」について説明がありました。これは、「旧過疎地域自立促進特別措置法」が令和 3 年 3 月末で期限を迎えたことにより、新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が整備され、これに基づいて土庄町の過疎地域持続的発展計画を策定したものです。

計画期間は令和 3 年度から令和 7 年度までで、策定により過疎債や過疎交付金、国庫補助率のかさ上げなど国からの財政支援措置を受けられる。新たに再編・追加された「人材関係」や「再生可能エネルギーの推進」など 12 項目を重点分野として掲げていると説明がありました。

委員より、計画の効果や検証の方法について質問があり、毎年、関係各課やホームページからアンケートを聴取して、PDCA サイクルに基づく効果・検証を行うとの回答がありました。

続いて、税務課より、2 点説明がありました。

1 点目の「土庄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例」の新規制定については、新たに整備された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」のもとで、引き続き固定資産税の課税免除に伴う減収補填措置を受けられるよう制定するものと説明がありました。

主な変更点としては、対象事業に新たに情報サービス業等が追加され、設備投資の対象に設備の改築・修繕が追加、また、資本金額にもよるが、取得金額が 500 万円まで引き下げられたと説明がありました。

次に、新型コロナウイルス感染症にかかる町税等の徴収猶予・減免の状況について説明がありました。徴収猶予については、コロナの影響により、前年に比べて収入が 20%減少している方などを対象とした特例があります。

特例対象の税目のうち、たばこ税を除く町県民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税、国民健康保険税について 25 件、金額にして 3284 万 5 千円が徴収猶予特例の適用を受け、そのうち 7 月末までに 1917 万 5 千円の納付があったと説明がありました。

また、固定資産税、国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料において、コロナの影響による収入減少を理由として、減額、減免の措置があり、固定資産税の減額実績は、家屋 96 件 4082 万 6 千円、償却資産 62 件 1116 万円 3 千円。国民健康保険税の減免実績は、令和元年度分 1 件 4 万 6 千円、令和 2 年度分 42 件 628 万 9 千円。

介護保険料の減免実績は、令和元年度分は 1 件 1 万 1 千円、令和 2 年度分は 26 件との報告がありました。

また、入湯税は、コロナの影響で観光客が激減したことにより、令和 2 年度と令和元年度の比較で約 67%の減少になったと説明がありました。

法人町民税は、法人税割額が昨年度と比較して 43%減少となっており、法人の儲けが低調である傾向を示していると考えられるが、コロナの感染拡大時期と法人の事業年度が異なる場合があるため、すべてコロナの影響とは言えないものの、少なからず影響があると考えているとのことでした。

委員より、町税全体では前年度と比較して、いくら減少しているのかと質問があり、町税で 5465 万 5 千円、国保税を含めると 5990 万円であると回答がありました。

続いて建設課より、4 点説明がありました。

1 点目の沖之島離島架橋事業について、今年度の工事施工予定は、令和 3 年度予算として事業費 4 億 6300 万円の交付決定をもらっている。また、令和 4 年度予算として国に事業費 5 億 5200 万円を要望している。2 カ年合計で 10 億 1500 万円となり、仮設栈橋の設置・撤去、仮締切工の設置・撤去、橋台の建設及び取り付け部分のブロック製作を想定していると説明がありました。

単年度ごとに工事を発注する予定だったが、施工上の問題から令和 4 年度の債務負担を行い 2 カ年の発注を行いたいとのことでした。

委員より、県内請負可能な業者はどのくらいかとの質問があり、工期、業者、枠は検討中である。仮設栈橋の設置・撤去などがあるので、実績のある業者を探していくとの回答がありました。

続いて 2 点目の大谷ポンプ場建設工事については、令和元年度の 2 工区施工時に周辺家屋への影響があり、一時、工事が休止となっていたが、令和 2 年 11 月に 1 工区の工事を再開し、令和 3 年 3 月に工事竣工、事後調査を実施した。

調査結果から、損傷については、おおむね工事の影響で発生した損傷であると考えられる。現在、算定した補償額を提示し、所有者からの合意が得られたので、補償契約の手続きを進めていくと説明がありました。

委員より、所有者に最後まで丁寧な対応をとることと、今後も、このようなことが起こる可能性があるので、施工業者と土庄町で責任について検証するよう意見がありました。執行部からは、まずは所有者に補償の話を進め、施工業者とも協議していきたい。今後は、このようなことが起きない工法等で進めていきたいとの回答がありました。

続いて、3 点目の都市計画マスタープランについて説明があり、現在、現況の課題を抽出・整理しており、今後は全体構想において、まちづくりの基本理念や目標などを示した上で分野別のまちづくりの方針を定めていく。3 月末日までに知事に通知し、4 月には公表するスケジュールであると説明がありました。

委員より、マスタープランの必要性などについて質問があり、都市計画法の

中で、盛り込まれているのがマスタープランであり、建設課としては都市計画の所管課として、まずはマスタープランをつくり、立地適正化計画も立てていきたい、この計画により事業を実施する際に補助金を受けられることができると回答がありました。

続いて 4 点目の王子前分譲地の売却については、昨年度、売却価格の改正を行い、一般競争入札による売却を行ったが応札が無かったため、予定価格を売却価格として、先着順公募により売却を行った結果、今回、買受申込があったと報告がありました。

続いて、農林水産課より 2 点説明がありました。

まず、農業集落排水事業の使用料の改正については、地元説明会を開催する予定だったが、コロナ禍なので自治会長と協議の上、秋頃の開催予定になったと説明がありました。

農業集落排水事業は、集排事業エリアにおける人口減少により、計画処理量の半分程度しか流入量がない状況となっている。供用開始時の使用料は、し尿汲み取りと同額の金額で設定しており、10 年以上単価改正をしていない。維持管理費を使用料で賄いたい、今の使用料では平均で 40.37%しか賄えていないため、維持管理費の半分を賄えるようにしたいと考えている。国の基準に沿って算定すると、18%の値上げとなるが、一気に上げるのではなく、2 段階に分け、1 回目を来年度より、2 回目を 1 回目の改定後の 5 年後と考えているとの説明がありました。

委員より、町負担が続くことを踏まえて、今後の方向性を早めに計画してほしいとの意見があり、施設ができて 27 年経っているので、大規模改修の検討時に事業自体を検討したいとの回答がありました。

続いて、唐櫃漁協浮棧橋設置の経緯について説明がありました。

香川県が直島に設置している浮棧橋を更新することになったため、「既存の浮棧橋を受け入れ可能な港湾、漁港はないかと」との照会があり、県と協議の結果、唐櫃漁港が受け入れ可能であれば、県の負担により唐櫃までのえい航と既設の付属品を譲り受けできることとなった。位置については唐櫃漁協に同意を得ていると説明がありました。

設置の理由として、これまで、唐櫃漁港の浮棧橋は、定期旅客船の発着場として利用されていることから、不定期船の係留は乗下船時のみ許可していたが、それ以外の場合は防波堤に接岸することとなり、瀬戸内海は干満差が大きいため、干潮の際は乗り降りが大変である。浮棧橋を設置することで、利用者の利便性向上と漁業者が浮棧橋に接岸できるので、荷揚作業の労力負担が軽減されると考えているとのことでした。

なお、現在の係船料が非常に安いことから、設置後は、漁業者以外の浮棧橋

の使用料を北浦港浮棧橋使用料と同等の使用料にする予定であると説明がありました。

委員より係留費用について質問があり、現在の係船料は通常のフェリーなどを基準にしているので、ビジターボートで来た場合は、1回約100円である。北浦港は町内の方で約1300円、町外の方で約2千円であり、利便性を図るため、同等の額にしていきたいとの回答がありました。

次に商工観光課から4点説明がありました。

まず、小豆島ブランド推進委員会については、両商工会長、両町長間の協議を経て、7月29日に事業主体である土庄町商工会長と土庄町長の最終協議により、土庄町と土庄町商工会は、本事業に参画しないことを決定したとのこと。理由としては、事業主体である商工会から参画できないとの意見があったことやアプリの開発、経費負担、商品開発について疑問や不透明な部分があり、商工会、土庄町と意見を同一にして、今回参画しないことになったとの説明がありました。

委員より、今後、小豆島町と連携して事業を行わなければならないこともあるが、両町の関係性について質問があり、行政同士でできるところは一緒にやっていくという認識であるとの回答がありました。委員より、ここにくるまでにもっと精査する必要があったのではないかと。当初予算で通している事業であり、議会としても責任があると思っているが、二度とこういうことはなくしてほしいとの意見がありました。

2点目の地域雇用活性化推進事業については、小豆郡地域雇用創造協議会、事務局NPO法人Totie（トティエ）が申請をしていたが、今回の申請内容では難しいと判断の上、取りやめ、再度挑戦したいとの報告があった。

続いて、コロナの経済対策を早急に行うため、土庄町プレミアム付商品券事業を実施すると説明がありました。発行総額は、1億6770万円、プレミアム分は30%、発行冊数は、1万2900冊の予定である。額面は1万3千円で、3千円がプレミアム分となる。内訳は、中小企業の地元のみに見える千円券が6枚、大型店舗、地元でも見える千円券が3枚、飲食店専用として500円券が8枚、合計1万3千円でこれを1万円で販売する。一人2セットまでと考えている。

購入対象者は、土庄町民で、昨年度のプレミアム付商品券事業で券を購入していない方を優先したいとのこと。

委員より、前回の購入者の把握はできているのかとの質問があり、商工会にデータがあるので、リストをもらい、漏れがないように優先順位をつけて行うとの回答がありました。また、混乱を招かないようにしてほしいとの意見がありました。

4点目の日本遺産推進事業については、旧笠井武太夫邸跡利活用基本計画について、加藤家の歴史、庄屋の歴史、日本遺産を絡めて、町民または観光客が憩える場所として整備して行く予定であると説明がありました。

続いて、新たな採石遺構調査をするために設置した小豆島石丁場調査委員会について説明があり、小豆島・豊島全域にわたる石丁場の山間部及び海岸部の採石と石材運搬時に関する遺構、残石の分布状況について、新たに調査を行うとのことでした。

調査委員会には、現地へ調査に行く調査団も設置されており、徳島文理大学の教授をはじめ、石のスペシャリストで構成されている。ドローンを有効に活用し、新しい遺構、残石等を発見していきたいと考えているとの説明がありました。

委員より、調査委員会の中に、地元有識者の名前が全く出ていないと指摘があり、調査補助員の中には多く含まれているが、名前を出すように検討していきたいとの回答がありました。

以上で総務建設常任委員会の報告を終わります。